

韓国国際シンポジウムに おける竹島論争



坂元 茂樹
(神戸大学教授)

1 はじめに

2011年11月25日、ソウル大学法科大学院において「韓国政府による李承晩ライン宣言60周年：法的回顧」と題する国際シンポが開催された。日本から筆者が、豪州から西オーストラリア大学教授のステュアート・カイエ (Stuart Kaye) 教授が招かれた。ソウル大学の李根寛教授を座長に、筆者が「1952年の李承晩ラインの光と影」と題する報告を、カイエ教授が「海洋法の発展における李承晩ラインの関連」と題する報告を、そしてソウル大学のアジア政策研究学院の Chang-Hoon Shin 研究員が、「李承晩ラインとその遺産」と題する報告を行った。

これら三つの報告の後に、李教授が再び座長を務めて、日本から参加した許淑絹准教授 (立教大学) を含む、4名のパネリストによる李承晩ラインに関する発言が行われた。その後、筆者を交え、すべての報告者に質問がパネリストやフロアーから行われた。

この時期に国際シンポジウムを開催した韓国側の狙いは、李承晩ラインの積極的再評価である。海の憲法と呼ばれる国連海洋法条約に採用された排他的経済水域 (Exclusive Economic Zone: EEZ) の概念の先駆けとして、李承晩ラインを再評価しようというのである。

しかし、報告で指摘したように、この李承晩ラインは、第二次大戦後の漁業水域制度の先駆けとなった1945年9月28日の米国のトルーマン宣言とは、その性格を大きく異にしているといわざるを得ない。米国のトルーマン大統領は、有名な大陸棚に関する宣言とともに、「公海水域における沿岸漁業に関する米国の政策・大統領宣言第2668号」を発出した。そのねらいは、漁業資源の保存と保護の必要性により、①米国領海に近接する公海に保存水域 (conservation zones) を設定し、持続可

能な規模で漁業活動が発展し維持されることを目指そうというものである。トルーマン大統領は、同宣言において、①米国民のみが出漁する保存水域については、そこでの漁業活動は米国の規制と管理 (regulation and control) に服するとし、②他の国の国民も米国民と共に出漁する水域については、合意によって保存水域を設定し、当該水域における漁業活動は、合意に規定された規制と管理に服することを宣言した。国家が公海上においても自国民に対しては管轄権を行使しうることは自明であり、米国民のみが漁業に従事している場合に米国の規制と管理を及ぼしうることはこの宣言を待つまでもない。また、他の国の国民が漁業に従事している場合には、その国との合意に基づく規制と管理を行おうというのがその主張であり、こうした米国の主張に国際法上の問題は生じない¹。しかし、後述する韓国の李承晩ラインの主張は、公海に対して一方的に自国の主権を及ぼすことをその内容としており、領海の拡大による他国民、すなわち日本の漁業者の排除にその目的があった。

もともと、国連国際法委員会の1958年の公海条約草案の特別報告者であったフランソワ (J.P.A. François) は、トルーマン宣言は、合意に到達するための交渉に言及するものの、米国民が特別の権利をもつ特別の水域の主張を行っているという事実を変えるものではないとし、漁業活動を行う他国民の入域を拒否することに否定的態度をとった²。また、ウォルドック (H. Waldock) も、セルデン (John Selden) の『閉鎖海論 (Mare Clausum)』からグロチウス (Hugo Grotius) の『自由海論 (Mare Liberum)』の動きに逆行することは明白であり、海洋の権利の合意に基づく性質を弱めてはならないとし、こうした一方的主張を戒めていた³。これに対して、米国の国務次官特別補佐官であったチャップマン (W.E. Chapman) は、「この宣言の目的は、国際水域にある漁業資源を乱獲から保護するために、法にもとづく新しい方法を規定することにあった。一国はそれ自身で国際法を変更することはできない。合衆

国の宣言は、他国をして国際法体系への新しい原則の承認を強制するものではない⁴」と述べて、こうした否定的態度に反論している。

2 李承晩ラインの設定とその問題点

周知のように、1951年の対日平和条約第21条は、「この条約の第25条 (坂元注：連合国の定義) の規定にかかわらず、…朝鮮は、この条約の第2条、第4条、第9条及び第12条の利益を受ける権利を有する」と規定し、その特定条項の一つである第9条は、「日本国は、公海における漁獲の規制又は制限並びに漁業の保存及び発展を規定する二国間及び多数国間の協定を締結するために、希望する連合国とすみやかに交渉を開始するものとする」という漁業条項を置いていた⁵。

連合国総司令部 (GHQ) のあっせんにより、日韓両国の間に正式の国交を開くための交渉が開始されたのが1952年2月15日であった。ところが、韓国は、同交渉に先立つ1952年1月18日に「海洋主権宣言」を行い、韓国の海岸線から最大限190海里にも及ぶ広大な海域に対して排他的主権の行使を行いうるとする「李承晩ライン」を設定した⁶。同宣言の第2項は、「大韓民国政府は、深度のいかんを問わず、韓国領土である韓半島と島嶼の海岸に隣接する海洋に、…国家の主権 (national sovereignty) を留保し、行使する⁷」と宣言した。李大統領は、この宣言の目的について、①韓国の沿岸水域における貴重な海洋資源を保存すること、②漁業資源に関する韓国と日本の将来の軋轢を除去すること、③共産主義の浸透に対する海上の防衛を挙げている⁸。

4 W.M. Chapman, United States Policy on High Seas Fisheries, 20 *Department of State Bulletin* (No.493) (16 January 1949), pp.67 and 71. 小田『前掲書』(注1) 66頁。

5 川上健三『戦後の国際漁業制度』(大日本水産会、昭和47年) 237頁。ちなみに、1952年に発効した「北太平洋の公海漁業に関する国際条約」(通称、日米加漁業条約)が、平和条約第9条に基づいて締結された国際漁業条約の第1号である。藤原弘毅「各国との漁業協定の概要」『時の法令』第522号 38頁。

6 韓国外交部が李ラインの設定を急いだ背景については、藤井賢二「『平和線』の理論の検討」『朝鮮史研究会会報』第150号(2003年) 4-6頁に詳しい。

7 英文訳は以下の通りである。“2 The Government of the Republic of Korea holds and exercises the national sovereignty over the seas adjacent to the coasts of the peninsular and islands of the national territory, no matter what their depths may be, throughout the extension.” 李ラインの内容の詳しい内容については、広部和也・田中忠「資料 日韓会談一四年の軌跡」『法律時報』第37巻10号 45頁参照。

8 李ラインの詳しい分析については、参議院法制局『李承晩ラインと朝鮮防衛水域』参照。

1 小田滋『海洋の国際法構造』(有信堂、1956年) [「李承晩ラインの違法性」] (初出、1953年) 65-66頁。

2 *Yearbook of the International Law Commission*, 1951, vol. I, p.303, para.2 and p.315, para.43.

3 H. Waldock, “The Anglo-Norwegian Fisheries Case,” *British Yearbook of International Law*, Vol. 28.(1951), pp.114 and 171.